

質問項目：

【総務費】用地活用、備品のリース

【民生費】少量排出事業者、清掃車両台数、随意契約、一時保管

【衛生費】がん検診受診率、口コモーティブシンドローム、目の健康

【産業経済費】商店街の支援、港区観光＆マナーブック

【教育費】本村町貝塚、港区埋蔵文化財取扱要綱

* 決算特別委員会とは、前年度予算について審議するために設置された特別委員会のことで、決算案について担当課長に質問します。

【総務費】

Q. 中ノ橋と赤羽橋交差点の中間に位置する高架下に「みなど保健所生活衛生課東麻布詰所」があるが、平成25年から使用されている気配がない。占有料が免除されている場所なので有効に使ってもらいたい。

用地・施設整備担当課長：

東麻布詰所は占有料免除の上、道路占有許可を得て借り受けており、5年ごとに更新している。現在の道路占有許可期間は平成33年3月31日までだが、その後も更新の許可を得られる見込み。今後許可条件の範囲内での活用について調整をする。

Q. 財政課では備品のリースについて一般的にどのように考えているか？

財政課長：

長期継続で使用することを想定する場合は、リースではなく購入を前提としている。試用期間におけるリース料の総額が購入より安い場合や、タブレット端末など機能の刷新が早いものは、耐用年数や使用頻度を考慮した上でリース契約としている。

Q. 区立小学校等の校長会で、運動会のような単発イベントでテントのリースの要望があったと聞く。足りないテントを借りてこなければならず、購入を勧められても保管する場所がない。先生方の労力のこともあり、なぜリース対応が採用されなかったのか？

財政課長：

平成29年度予算では、運動会など行事の際にのみ必要であたらに購入しても保管場所がないという理由により、小学校2校からリース契約の要望があった。ただ、リース契約では1回ごとに多額の設営解体・運営費用がかかるため、トータルコストを考慮して購入が適切であると判断した。

【環境清掃費】

Q. 区が収集車で回収する可燃ごみのうち、1/3が有料シールを貼って出してよいという特例の少量排出事業者。このような形でごみ出しをする事業者は何社、集積所は何ヶ所か？

みなとリサイクル清掃事務所所長：

区が収集している少量排出事業者数について把握していない。区内の集積所は約11,800ヶ所、業者の入れ替わりも多く正確な数を把握するのは難しい。実態としては全体の集積所の7,8割に有料シールを貼ったごみが出されている。

Q. ごみ収集の回るルートや台数が決められており、ごみが増えるごとに手順が圧迫されて、全体のごみ回収が遅れるようになっているような気がする。清掃事業の所管が東京都から港区に受け継がれたのが平成12年。ごみ収集車の台数はそのように変化しているか？

みなとリサイクル清掃事務所所長：

区の清掃を行っている清掃車両は、区が所有する車両と、区が借り上げや痛くをしている民間業者の車両がある。平成12年からの台数変化は、区の車両13台⇒10台、民間の車両62台⇒81台。

Q. 人口が増え、集積所が増えている。平成12年当時のやり方で清掃事業が効率化できるか疑問。平成12年から継続している随意契約のあり方について今までどのような検討がされてきたか？

みなとリサイクル清掃事務所所長：

平成12年の東京都からの移管協議の中で、それまで東京都と契約してきた民間業者51社（雇上会社）の役割や実績を尊重するとした。これを受けて東京23区清掃協議会において雇上会社と随意契約とし、各区へ必要とする台数の清掃車両を割り振っている。平成17年以降、23区では競争性やコスト意識を踏まえ、雇上会社以外の新規参入について検討してきた経緯があるが、多くの従業員を抱える業者への影響が大きく、23区が必要とする委託車両を安定して供給できる事業者がないことから、現在に至っている。

Q. 最近のマンションではごみの一時保管場所を設置するところが増えてきた。港区のルール上、延べ床面積1000平米以上の大規模マンションと、1000平米以下でもワンルームマンションは事前協議と届け出が必要とされている。平成28年度ではどのような状況か？

みなとリサイクル清掃事務所所長：

事前協議はのべ368件、保管場所の設置届の受理件数は93件。

【環境清掃費 続き】

Q. 延床面積1000平米またはワンルームに限ることなく、これから建設される小・中規模マンションにはもう少し踏み込んだ対応を考えてもよいのではないか。協力をお願いするだけでは限界がある。

みなとリサイクル清掃事務所所長：

入居者のごみの出し方で近隣トラブルに至るケースもみられ、保管場所の設置について協力を求めてきた。トラブルが生じた場合には区が指導することで解決を図っている。今後もオリンピック・パラリンピック観光客や民泊など、ルールのわからず集積所に無断でごみを出してしまうようなケースも考えられるところから、他の自治体での取り組みなど調査・研究する。

【衛生費】

Q. がん検診受診率の算出方法の誤りの可能性を指摘をし、それを踏まえて検診率を調査するという費用を昨年度予算に組み込んでもらった。それまで20~40%とされていた検診率だったが、実施した区民意識調査の結果はどうだったか？

健康推進課長：

サンプル調査ではあるが、がん検診をどこで受診しているかなどの区民意識調査を行った。胃がん検診受診率は63.1%（区実施27.1%、職場等36%）、大腸がん検診65.1%（区実施33.3%、31.8%）、肺がん検診55.1%（区実施27.1%、職場28%）、乳がん検診66.2%（区実施36.3%、職場29.9%）、子宮頸がん検診62.3%（区実施32.5%、職場29.8%）。

Q. がん対策推進アクションプランで引用されたデータでは、乳がん検診と20代の子宮がん検診の受診率が低いとされていた。今回の区民意識調査でも似たような結果だったか？

健康推進課長：

今回の意識調査で、区実施の乳がん検診を受診した人の割合は36.3%となっており、引用したデータより高くなっている。平成28年度から乳がん検診の実施体制が変更されており、その影響が反映されていると考える。20代の区実施の子宮がん検診を受診した割合は17.6%で引用データと同様の傾向を示したが、職場や人間ドック等で受診した割合が24.2%あり、合計は41.8%。

Q. 職場や人間ドック等でがん検診を受診する割合が一定数いるとわかったのは良い事。これからは全体より受診率の割合が低い層をターゲットとするような努力が必要になるのでは？

健康推進課長：

女性が受診しやすいよう、女性医師が対応できる医療機関の表示も行っている。今後も受診しやすい環境整備を整える。子宮頸がん検診は40歳未満への個別通知対象の拡大なども検討する。

【衛生費 続き】

Q. 関節可動域や運動器障害が50代以降で多発することから、区内でも介護予防という観点で口コモーティブシンドローム対策が実施されている。全年齢に向けた口コモーティブシンドローム対策も今後必要になるのではないか？

健康推進課長：

みなと保健所を会場に20～50代を対象とした体幹トレーニング講座など開催してきた。今年はより幅広い年代を対象に、健康運動指導士が口コモーティブシンドローム対策として体の部位別に指導する講習会を開催する予定。また、運動習慣とともに食生活にも関連することから、筋肉や骨の維持に役立つ料理講習会を開催する。

Q. 時代が変化し、目の健康も生活習慣に関係がある。これから啓発が必要では？

健康推進課長：

目の健康については、スマートフォンやPCを使用する人が増え、ドライアイやスマホ老眼などの課題が出てきていると認識している。今後は毎年10月10日の目の愛護デーなどの機会を捉え、港区ホームページや広報みなと等で目の健康についても取り上げ啓発をしていく。

【産業経済費】

Q. ファミリー層や高齢者が近隣に多い地域の商店街で、店舗は「お客さんは近所の方」と感じているが、お客さんは「必ずしも商店街で買い物をしていない」と認識のギャップが生じている。地元の店を知らないことに原因がありそうだが、区は商店街について何を発信しているのか？

産業振興課長：

港区商店グランプリ、中小企業応援情報誌、商店街まちあるきMAP、商店街イベントまるっとわかるチラシ、ちいばすチャンネルなど、多くの方々に訪れてもらえるよう広く周知に努めている。

Q. 商店街はお店の集まりでイベントをする場所だけだと感じている方も多いが、組織で美化活動や防犯カメラなど、商売以外にも求められる役割をたくさん果たしている。あまり知られていない。このようなことも情報発信をしてもらえないか？

産業振興課長：

商店街は地域の活性化や安全で住みやすいまちづくりに貢献いただいている。地元商店街への認知度がより深まり、未長い商店街の利用に繋がると考える。効果的な方法を工夫しながら情報発信する。

【産業経済費 続き】

Q. 実態調査報告では、地域の特徴を活かしながら魅力ある良いお店を増やしていくことが必要とありました。区は商店街の魅力を高めるため、どのような支援を行ってきましたか？

産業振興課長：

昨年度は芝商店街におけるプロレス団体とタイアップイベント、三田商店街における東京タワーと連携した景観力アップ、麻布十番商店街におけるWi-Fi整備経費補助、六本木商店街における街路灯マップ多言語化などを支援した。今後も商店街の意見を聞きながらより良い支援策を実施していく。

Q. 店舗の多くは現状を維持することも大変。テナント率も7割と高いことから、家賃や人件費が支払えるような業種しか新規開業や営業継続できないかもしれないことを心配している。

産業振興課長：

商店街連合会や区の中小企業診断士が巡回相談をする際、伺った意見を踏まえながら商店街振興施策の一層の充実に向けて積極的に取り組んでいく。

Q. 昨年度、観光担当課が発行した港区観光＆マナーブックが非常に良い出来だった。10,000部を発行したとあるが、反応はどのようなものだったか？

観光政策担当課長：

区内ホテルや港区観光インフォメーションセンター、区有施設で配布を始めた。配布先の施設や取材協力者、観光協会関係から、外国人向けに非常に優れた内容で外国人からも好評であると意見があった。ツーリズムEXPOに港区として初めて出展した際にも、自治体関係者が冊子を持ち帰るなど、他自治体では例のない取り組みとして高い評価をいただいた。

Q. 増刷や販売をしても良い出来。今後はどのようにこの冊子を活用していくのか？

観光政策担当課長：

すでに増刷をし、今後も無料配布を考えている。区内小学校の国際教育やチャレンジコミュニティー、大学留学生への日本文化の伝達手段として利用されている。今後はビジネス観光・MICEの観点で幅広い活用方法を検討したい。

Q. 支所に置いたり、新しく住民となる外国人向けのウェルカムパッケージに加えたらどうか？

観光政策担当課長：

より効果的な配布方法を検討する。

【教育費】

Q. 南麻布3丁目の本村小学校の裏手にある台地の斜面に本村町貝塚という遺跡があり、台地の斜面一帯が貝塚として知られ、古くは1930年代から発掘調査が行われてきた。その一角にある東京都住宅公社の敷地の中に港区教育委員会が設置した貝塚と明記した看板がある。その看板が昭和48年に立ち、平成19年に立て替えられている。港区にとってこの一帯は貝塚なのか貝塚痕跡なのか、そしてそれは遺跡なのか遺跡ではないのか、どのように認識されているのか？

図書文化財担当課長：

本村町貝塚は、文化財保護法に基づき遺跡として東京都の遺跡地図に登載しており、現時点では東西約150m、南北約75mにわたる楕円形の遺跡であると認識している。また、遺跡の種別は貝塚として登録されている。

Q. 今、この地にマンション建設計画がある。港区埋蔵文化財取扱要綱では試掘・確認調査の実施指導を教育委員会が行うとしている。開発者に対する指導や助言・試掘調査・発掘調査・その結果による出土品について取り決めはある。しかし、遺跡そのものについて港区としてどうしたいか、港区の意思がこの要綱の中には含まれていないように感じる。

図書文化財課長：

港区埋蔵文化財取扱要綱は、文化財保護法に基づき埋蔵文化財に関する取り扱いを明示したもので、港区内の埋蔵文化財の保存及び活用を図ることを目的としている。試掘調査等で遺跡が発見された場合は、埋蔵文化財の残存状況等に応じ、発掘調査への指導や保存に必要な協力を開発者に求め、埋蔵文化財の適切な保存及び活用を図ることとしている。これまでこの要綱に基づき、芝丸山古墳の保存や伊皿子貝塚の貝層断面での保存などを行っている。